

第6章 計画の推進と進行管理

本章では、計画を推進するにあたり、各主体に期待される役割について整理するとともに、本計画の進行管理について示しています。

1 各主体の役割

持続可能な循環型社会の形成を目指し、本計画を着実に推進するためには、各主体が個々に行動するだけでなく、相互に連携・協力し合いながら問題の解決に向けて取り組む必要があります。

本計画では、各主体が果たすべき役割について、次のとおり考えます。

県民の役割

県民は、自らが廃棄物の排出者であることを認識し、これまでのライフスタイルを見直し、廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用を通じて持続可能な循環型のライフスタイルに転換する必要があります。

そのため、県や市町村が実施する廃棄物に関する各種施策に積極的に協力するとともに、循環型社会の形成を目指した自主的かつ積極的な取り組みが期待されます。

取り組みの具体例

(1) ごみ減量化の推進

- 廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクル製品を使用する。
- 廃棄物の排出に際しては、市町村のルールにしたがって丁寧に分別する。
- 生ごみをコンポスト容器や生ごみ処理機で自家処理した堆肥を家庭菜園で使用するなど廃棄物の再生利用に努める。
- 食材は必要な分だけ購入し、期限をこまめに確認したり、無駄なく使い切ることにより食品ロスの削減に努める。
- 詰替え製品やリサイクル製品を優先的に購入し、環境にやさしい買い物(グリーン購入)に努める。
- マイバック、マイボトルを利用する。

- ストローやスプーン等の使い捨てプラスチック製品の使用を控え、バイオプラスチックや紙等の再生可能素材を使用している製品を選択し使用する。
- 過剰包装を断るなど簡易包装を求める。
- 洗剤は適量として無駄なく使用し、電化製品などが故障した場合は修理して長期間の使用に努める。
- レンタル・リース・シェアリング・フリーマーケット・中古品の売買等のサービスを積極的に活用する。
- エシカル消費に努める。
- 「ぎふ食べきり運動」の協力店舗や「ぎふプラごみ削減モデルショップ」の登録店舗を積極的に利用する。

トピックス **どれくらいのごみを減らせば、目標達成できるの？**

本計画では、一般廃棄物の1人1日当たり生活系排出量について、まずは、令和7(2025)年度までに629グラム/人/日とする目標を設定しています。

さて、実際には、どれくらいのごみを減らせばよいのでしょうか。

平成30(2018)年度の本県の1人1日当たり生活系排出量(推計)は、679グラム/人/日です。これと本計画の令和7(2025)年度の目標との差は50グラムです。

50グラムは、Sサイズの卵であれば約1個分、空のペットボトル500mlであれば約2本分です。毎日少しずつごみを減らしていけば、自ずと目標達成につながりそうですね。

このような、ライフスタイルの見直しを重ねていくことが、持続可能な循環型社会の形成につながります。



トピックス **グリーン購入**

グリーン購入とは、買う前に、まず必要かどうかを考えて、必要な時は環境のことを考えて、環境負荷ができるだけ小さいものを買うことです。

グリーン購入を進めていくためには、環境ラベルなどの情報を上手に活用して、できるだけ環境負荷の少ない製品やサービスを選んでいくことが重要です。

グリーン購入は、購入者の消費行動を感情に配慮したものにすることで、供給者に環境負荷の少ない製品の開発を促し、経済活動全体を環境配慮型へ変えていく力を持っています。

例えば、こんなマークを見かけたら、それは環境負荷の少ない製品です。








※環境ラベルに関する情報は、環境省ホームページでも紹介されています。
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>

(2) リサイクルの推進

- リユース、リサイクル製品や耐久性に優れた製品を優先的に選択する。
- 廃棄物の排出に際しては、市町村のルールにしたがって丁寧に分別する。

【再掲】

- 自治会による集団回収などに積極的に参加、協力する。

(3) 一般廃棄物の適正処理の推進

- 市町村の分別回収に協力する。
- 容器包装の店頭回収や古紙の集団回収などの適正な資源回収に積極的に協力する。

(4) 産業廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物処理施設に対する理解を深める。
- 手続条例に基づく手続に積極的に参加する。

(5) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底

- 家庭ごみの野焼きなど、ごみの不法焼却は行わない。
- 廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に無許可の回収業者を利用しない。
- 土地の所有者は、廃棄物の不適正処理が行われないよう、土地を適正に維持管理する。
- 廃棄物の不法投棄や野焼きなどの不適正な処理を発見したときは、県ホームページにある投稿フォーム「廃棄物インターネット110番」などを活用し、速やかに関係市町村又は県に通報する。

トピックス

廃棄物の不適正処理を見かけたときは

廃棄物処理法が幾度となく改正され、罰則などが強化されたにも関わらず、廃棄物の不法投棄や野外焼却（野焼き）などの不適正な処理が今なお後を絶ちません。

不法投棄、野焼きなどを発見したときは、直ちに、県庁、警察、地元の市町村もしくは県事務所環境課にご連絡ください。

県公式ホームページの情報提供用ページからのご連絡も可能です（緊急の場合はお電話ください。）。

■岐阜県廃棄物インターネット110番

県公式ホームページ([URL:https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3629.html](https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3629.html))

トップページ > 分類できがす >

くらし・防災・環境 > ごみ・リサイクル > 不法投棄対策 >



(6) 街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進

- 環境美化運動に参加するなど、地域の清潔保持に努める。
- ごみのポイ捨てや河川敷でのレジャー後のごみの放置は行わないなど環境を汚染しない。
- 環境美化活動に積極的に参加し、廃棄物問題や環境問題への関心と理解を深める。

(7) 災害廃棄物処理対策の推進

- 災害等の混乱時であっても、円滑な廃棄物処理に努める。
- 災害廃棄物は、通常的生活ごみと区分し、市町村の指示に従って適切に排出する。

NPO等の民間団体の役割

NPO等の民間団体は、自らごみの減量やリサイクルに取り組むなど循環型社会の形成に資する活動を行うとともに、各主体による循環型社会の形成に対する理解や活動を促進し、連携や協働のつなぎ役となることが期待されています。

また、県民意識調査では、民間団体において環境美化活動への意識が低い傾向にあるとの結果もあり、こうした活動を主催あるいは行政等と協働して積極的に取り組んでいくことが期待されています。

取組みの具体例

(1) ごみ減量化の推進

- フリーマーケットの開催など、リユースやシェアリングを促進する。
- 「ぎふ食べきり運動」の協力店舗や「ぎふプラごみ削減モデルショップ」の登録店舗を積極的に利用する。
- ストローやスプーンなどの使い捨てプラスチック製品の使用を控え、バイオプラスチックや紙などの再生可能素材を使用している製品を選択し使用する。
- 詰替え製品やリサイクル製品を優先的に購入し、グリーン購入に努める。
- エシカル消費に努める。

(2) リサイクルの推進

- 自治会による集団回収などリサイクルを促進する。

(3) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底

- 廃棄物の不適正処理を発見した時は、速やかに関係市町村又は県に通報する。

(4) 街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進

- 市街地や河川、山における清掃活動やごみの散乱状況等に関する情報発信を行う。

(5) 災害廃棄物処理対策の推進

- 災害廃棄物処理を担う市町村との連携体制の構築など事前の備えに取り組む。

- 災害発生時の被災家屋の片づけやごみ出しに対するきめ細やかな支援を行う。

(6) 各主体との連携強化

- 独自の情報収集、発信能力、ネットワークなどを生かした連携・協力体制を構築する。
- 地域住民のライフスタイルの見直しや3Rの推進をはじめとする地域のごみ減量化や資源化に向けた普及啓発を実施する。

◆トピックス

- ・団体の取組の紹介

事業者の役割

排出事業者

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理するよう努めなければなりません。

そのため、拡大生産者責任(EPR)や企業の社会的責任(CSR)を十分認識し、製造から廃棄まで循環的利用と適正処理を考慮した事業活動に取り組むとともに、県や市町村が実施する廃棄物に関する各種施策に積極的に協力し、排出抑制と再資源化に取り組むことが期待されます。

取組の具体例

(1) ごみ減量化の推進

- 簡易包装、レジ袋削減、マイバック使用を促進する。
- ごみが発生しにくい製品、再資源化しやすい製品等の開発、製造に努める。特にプラスチック製品については、再生品を原材料に使用するなど、石油由来のプラスチックの使用削減に努める。
- ごみになりにくい製品や長期使用可能な製品を積極的に取扱う。
- 「ぎふ食べきり運動」や「ぎふプラごみ削減モデルショップ」制度に積極的に参画する。
- 自社の事務事業において、調達方針を策定するなどグリーン購入を推進する。
- 点検・修理・交換・再使用やシェアリングサービス等の新たなビジネスモデルの立ち上げと普及に努める。

(2) リサイクルの推進

- 原材料やリサイクル方法の情報提供に取り組む。
- 紙類のごみを廃棄する際は、分別を徹底する。
- リサイクル製品の購入を推進する。
- 製造者、販売者が連携して修理・修繕体制の整備、回収・資源化ルートの確立に努める。

- 製品設計の際は、分別が容易でリユース又はリサイクル可能な仕様・デザインとなるよう努める。
- 製品中の有害物質の削減を推進する。
- ISO14001(環境マネジメントシステムの仕様(スペック)を定めた規格)、エコアクション21などの環境マネジメントシステム(EMS)の導入を推進する。

トピックス **岐阜県リサイクル認定製品**

県では、リサイクル製品の利用促進を図るとともにリサイクル産業の育成を図るため、主として県内で発生する循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品を「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、リサイクル製品の消費拡大を図るとともに、県事業において優先的に使用していくこととしています。

「岐阜県リサイクル認定製品」には、土木資材や間伐材を利用した製品もあります。

製品例

- ・古紙100%トイレトペーパー
- ・再生素材を利用した食品トレー
- ・廃食器を利用した陶磁器製品

岐阜県リサイクル認定製品
利用推進シンボルマーク
「エコ丸君」



(3) 産業廃棄物の適正処理の推進

- 多量排出事業者は、廃棄物の排出抑制及び循環的利用に計画的に取り組む。
- 排出する廃棄物の性状、資源化等の必要な情報提供に努める。
- 廃棄物の生産工程内利用や自社内利用に努める。
- 廃棄物の再資源化が容易となるように処理、分別を徹底する。
- 新たな生産・加工・建設技術の開発や導入、処理施設の高性能化等により、適正処理が容易な製品等の開発に努める。
- 廃棄物が適正に処理されるよう、必要な廃棄物情報を処理業者に提供する。
- 法令講習会等に積極的に参加し、関係法令や適正処理について知識を深める。
- 廃棄物処理法をはじめとする関係法令などを遵守し、適正処理を推進する。

- 処理を委託した廃棄物は、現地確認、マニフェスト(産業廃棄物管理票)の管理により適正に処理が行われているかを把握する。
- 廃棄物処理の委託先を適切に選定するとともに、適切な処理料金を負担し、安易な委託処理を行わない。
- 手続条例に基づく手続に積極的に参加する。
- PCB 廃棄物については期限内に処理を完結し、その他有害廃棄物については適正な処理を行う。

(4) 不法投棄等の不適正処理対策の推進

- 廃棄物の不適正処理を発見した時は、速やかに関係市町村又は県に通報する。
- 土地の所有者は、廃棄物の不適正処理が行われないよう、土地を適正に維持管理する。

(5) 街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進

- 環境美化活動に参加するなど、地域の清潔保持に努める。

(6) 災害廃棄物処理対策の推進

- 平常時から災害発生時を想定した設備・製品・資材の適切な保管場所や従業員の避難経路・避難場所の確保に努める。

廃棄物処理事業者

廃棄物処理業者は、排出事業者や市町村から委託を受けた廃棄物を適正に処理する責務があります。安全かつ確実な方法で適正な廃棄物の処理を行うとともに、廃棄物処理施設に対する不安感や不信感を解消するため、県民に対して積極的に情報公開に取り組むことが求められています。

また、生活環境の保全を確保したうえで、廃棄物を貴重な資源として捉え、有用資源を積極的に回収し、焼却時には熱回収を行うなど循環利用を推進させることが期待されます。

取組みの具体例

(1) リサイクルの推進

- 廃棄物の処理は、可能な限り再資源化を推進する。
- 熱回収による発電等による資源の有効利用に努める。
- 中間処理技術、処理施設の高度化、高性能化を推進する。
- 事業者や業界との連携により、再生資源の利用や用途の拡大を促進する。

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進する。
- 処理能力に応じた計画的な受託を実施する。
- 受け入れた産業廃棄物は、マニフェストや帳簿等により状況を把握・管理し、適正に処理する。
- 施設の設置に当たっては、関係者の理解・協力が得られるよう努める。
- 手続条例を遵守し、周辺住民への周知を誠実に実施し、合意の形成に努める。
- 施設の操業状況や廃棄物の処理状況等の情報を積極的に公開する。
- 法令講習会等に積極的に参加し、関係法令や適正処理についての知識を深める。

(3) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底

- 廃棄物の不適正処理を発見した時は、速やかに関係市町村又は県に通報する。

(4) 災害廃棄物処理対策の推進

- 県、市町村から災害廃棄処理の支援要請があった場合には、積極的な協力・支援に努める。

(5) 街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進

- 環境美化活動の実施による地域の清潔保持に努める。

(6) 各主体との連携強化

- 県主催の連絡会議に積極的に参加する。

市町村等の役割

市町村は、一般廃棄物の処理について、総括的な責任を負うとともに、地域単位での住民の生活に密着した循環型社会の形成に向けて、地域の実情に応じた一般廃棄物処理計画を策定し、住民や事業者の自主的な取組を促進する必要があります。

取組みの具体例

(1) ごみ減量化の推進

- 自らの廃棄物の発生抑制、排出抑制、再資源化の推進に努める。
- ストローやスプーン等の使い捨てプラスチック製品の使用を控え、バイオプラスチックや紙等の再生可能素材を使用している製品の選択や使用を推進する。
- 調達方針を策定するなど、グリーン購入を推進する。
- 排出抑制やリサイクルの促進等のため、一般廃棄物処理の有料化を推進する。
- ごみ減量化に対する住民及び事業者の意識の啓発を図る。
- ごみ減量・再資源化についてのアイデアや意見の聴取、情報提供に努める。
- 「ぎふ食べきり運動」や「ぎふプラごみモデルショップ」の取組に協力する。
- エシカル消費を市民、民間団体、事業者に対して普及啓発する。

(2) リサイクルの推進

- 率先してリサイクル製品を調達する。
- 廃棄物の処理は、可能な限り再資源化を推進する。
- 製造者が実施する使用済み製品の回収に関する県からの情報の活用を検討する。
- 熱回収による発電等による資源の有効利用を推進する。
- 適切な分別のあり方について検討する。
- 中間処理技術、処理施設の高度化、高性能化等を推進する。

(3) 一般廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進する。
- 一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を収集し、運搬し、処分する。
- 一般廃棄物処理業の許可、変更許可及び取消しを適切に行う。
- 一般廃棄物の効率的な循環的利用、適切な中間処理及び最終処分の確保に努める。
- 一般廃棄物処理業者、事務所、事業場へ適切な指導を行う。
- 事業者に対し、ごみの発生抑制、排出抑制、再資源化の推進への取組みについて、情報提供・啓発・支援を行う。
- 多量排出事業者に対しては、処理計画策定の指導を通じて廃棄物の減量化を促進する。
- 職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善に努める。
- 廃棄物処理に係るコスト分析等を行い、より効率的な運営に努める。
- 現在稼働中の施設に関する情報を住民に対して積極的に公開する。
- 他の市町村との連携等による広域化の取組みを推進する。
- 家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成調査の実施に努める。
- 可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を推進

(4) 産業廃棄物の適正処理の推進

- 処理可能な産業廃棄物については、地域の実情に応じて一般廃棄物の処理と併せて処理を行う。
- 管内若しくは近隣の地域における産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、手続条例の手続に積極的に参加し、処理業者と住民との合意形成を促進するよう努める。

(5) 不法投棄等の不適正処理対策の徹底

- 関係機関(県関係機関、警察、消防等)と連携し、情報の共有、各種法令からの多角的な検討、合同パトロールの実施により、迅速かつ的確な対応を図る。

(6) 街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進

- 地域内の河川、山におけるごみの散乱状況等に関する情報を収集し、海洋ごみになり得るごみの発生状況を把握し、対策を検討する。
- 自ら環境美化活動を実施し地域の清潔保持に努めるとともに、地域内の事業者、民間団体に対して参画を呼びかけ環境美化活動を推進する。

(7) 災害廃棄物処理対策の推進

- 各市町村の災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時の廃棄物処理が迅速かつ適正に進むよう処理体制を整備する。
- 災害時における不法投棄等の不適正処理を防止する。
- 図上訓練等連携体制の整備に関わる訓練に積極的に参加する

(8) 感染症対策の推進

- 新型コロナウイルス等感染症に係る廃棄物対策について、広報紙やゴミカレンダー等を用いて普及啓発する。

(9) 気候変動への対応

- 廃棄物処理施設の設置を検討する際は、国制度を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設とする。

(10) 各主体との連携強化

- 県主催の連絡会議に積極的に参加する。

2 計画の進行管理

(1) 目標達成に向けた進捗状況の把握

本計画では、廃棄物の減量化の目標を定めるとともに、目標の達成に向けた具体的な施策を定めていますが、施策の推進に当たっては、その実施状況と効果を確認し、その状況に応じて必要な見直しを行うことが必要です。

そのため、施策の進捗状況を確認するとともに、廃棄物の排出量、再生利用率及び最終処分量を把握し、目標値の達成状況を確認します。

(2) 計画の進行管理

上記(1)により把握した施策の実施効果や目標達成に向けた見込みをもとに、施策や計画の見直しの必要性等について、県環境審議会廃棄物・リサイクル部会において検討し、計画の進行管理を行います。

進行管理の手法としては、施策目標を設定し、達成状況を確認しながら必要な改善を行っていく PDCAサイクルによって、計画の施策を着実に進め、令和 12 年度の目標達成を目指します。

(3) 計画の見直し

目標値設定の前提となる社会経済情勢の変化、廃棄物関連制度に係る大きな改正又は国の基本方針の改正等があった場合には、必要に応じて見直しをすることとします。

また、第1章においても触れたとおり、令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症による廃棄物の発生等への影響を確認するとともに、同時に発生した課題を踏まえた対応を検討し見直しを行います。